

平成24年度第2回安城市市民協働推進会議 議事概要

日 時：平成24年12月14日（金）午後2時00分から

場 所：安城市役所本庁舎3階第10会議室

＜委員出席者＞ 12名

【会長】 加藤 勝美（公共的団体）

【委員】 柴田 由美（企業）

山内 正幸（企業）

大野 裕史（市民団体）

古濱 利枝子（市民団体）

旭 多貴子（市民団体）

草薙 玲子（市民団体）

小森 義史（市民団体）

池端 伸二（市民公募）

神谷 美砂（市民公募）

本田 和明（市民公募）

昇 秀樹（学識経験者）

＜委員欠席者＞ 3名

【委員】 大参 斌（公共的団体）

横山 松男（公共的団体）

竹中 大輔（公共的団体）

＜事務局等出席者＞ 7名

市民生活部長（中根）

市民協働課長（兵藤）

市民協働課市民協働係長（長谷）

市民協働課市民協働係（鈴木、池田、磯田）

一般社団法人地域問題研究所（安藤）

＜次第＞

市民憲章唱和

1. あいさつ

2. 議題

（1）安城市市民協働推進計画（案）について

（2）パブリックコメントについて

3. その他

＜配布資料＞

・ 次第

・ 安城市市民協働推進会議委員配席図

・ 第1回安城市市民協働推進会議 議事概要

・ 第1回安城市市民協働推進会議後の主な修正箇所一覧

・ 安城市市民協働推進計画（案）

＜議事概要＞

1. 会長あいさつ

- ・大変寒いが続いております。みなさまもお風邪などひかれませんように、十分に気をつけてください。
- ・今回は、前回の推進会議での審議の結果と職員プロジェクトチームでの検討を踏まえまして、新たに修正した「市民協働推進計画（案）」について、審議をお願いいたします。
- ・本日の委員のみなさまに審議いただいた結果を基に、再度修正を加えまして、来年1月にパブリックコメントを実施することとなります。どうぞ忌憚の無いご意見をお出しくださいますよう、お願いいたします。

2. 議題

（1）安城市市民協働推進計画（案）について

《説明》事務局：【資料1】安城市市民協働推進計画（素案）

《協議》

【加藤会長】

- ・それでは第1章から第3章についてご意見がありましたらお願いいたします。

【旭委員】

- ・前回の文章と見比べると、P2の計画の位置づけですが、文章が変わっております。素案の文章では、町内会と社会福祉協議会とが協働すると読めますが、新しい方では、社会福祉協議会が協働していると読めます。ここについては、いかがでしょうか。

【事務局】

- ・もともと社会福祉協議会の協働について説明している文章ではありますが、ご質問の意図と違うでしょうか。

【旭委員】

- ・町内会もパートナーとして対象にするべきだとの意見があって、元の文章にいていたと理解していたため、例えばここは「町内会等の地域団体と協働することや地域福祉活動を進めている・・・」とした方がよいのではないのでしょうか。

【事務局】

- ・説明が不十分で申し訳ございません。指針では地域団体について書かれていませんが、今回の計画は、町内会も対象とする前提で考えております。社会福祉協議会については、職員プロジェクトチームにおいて、社会福祉協議会は市と違う組織であるという指摘があり、ここで位置づけることとしました。

【神谷委員】

- ・この場で内容についてお聞きしてよいのか分かりませんが、P21に活動めばえコースというのがありますが、例えば、さんかく21安城の中に自分で活動を立ち上げようと思っている人がいたとすると、そういうような人が応募することができるのでしょうか。また、町内会で福祉委員会が立ち上がっていないので、準備会で夕涼み会やクリスマス会を行う時に助成してもらえるのでしょうか。

【事務局】

- ・ P 2 1－2 2につきましては、市民活動センターの登録団体に対して、利用意向を聞いた結果なので、実際に補助事業があるわけではありません。この活動補助事業については、来年度以降、制度について協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【山内委員】

- ・ P 6 の事業者の用語定義ですが、厳密にいうと若干違うと思います。信用金庫も会社法に基づくものではなく、組合組織です。「営利を」削除して、「個人又は法人、団体」とすればよいのではないかと思います。

【事務局】

- ・ 認識不足だったと思いますが、市民協働推進条例で定義したものを使用しておりますので、すぐに対応することは難しいかと思います。

【昇委員】

- ・ 用語の定義だけで条例を改正するのは難しいので、計画の中でご指摘のように位置づけておいて、将来条例が改正するときに併せて直すということがよいのではないのでしょうか。

【事務局】

- ・ 昇委員のおっしゃるように市民協働推進条例は制定したばかりですので、直ぐに改正することは難しいと思います。将来改正に併せて直させていただきます。

【加藤会長】

- ・ それでは第 4 章から第 5 章についてご意見がありましたらお願いいたします。

【古濱委員】

- ・ 現在、市民活動を行うにあたっては、社協のボランティア保険を活用しており、事業にあがっている「ふれあい補償制度」というものを知りませんでした。この制度はどのようなものなのでしょうか。実施中となっていますが、既に現在もこの制度があるということなのか、それとも何かあるものを拡充するイメージなのでしょうか。

【事務局】

- ・ 現在も町内会活動や市の主催事業で事故があったときのために、ふれあい保障制度があります。しかし、NPOへの委託事業や市民活動は対象外になっております。そのため、今後そういったものも対象とできるのか検討をさせていただきたいということであげさせていただいております。

【草刈委員】

- ・ 生涯学習で活動しているものとしては、生涯学習と市民協働をどのように考えればよいかが分かりません。この計画では、生涯学習はどのような位置づけなのでしょうか。5年の計画でこれに縛られていくことになるため、生涯学習が市長部局に入ればよいなどあればよいと思いますが、生涯学習との関連を教えていただきたいと思います。

【事務局】

- ・ 生涯学習課だけではなく社協なども含めて連携をしていきますので、人づくりなどについては、連携して行っていきたいと思っております。

【草刈委員】

- ・ P 4 0 に市民協働課、生涯学習課、社協の市民活動担当者の交流会というのが実施中となっていますが、本当にこれが機能しているのかと思います。従来の縦割り行政の連絡会だけでは足りないと思いますので、具体的な内容について提案していただければと思います。

【事務局】

- ・ 今ここに事業をあげさせていただいているということは、おっしゃるとおりこれまでの考えでは足りないのではないかと考えています。具体的にここをこうしたらよいというような委員のご指摘があれば是非教えていただければと思います。

【草刈委員】

- ・ 生涯学習を根本的に考え直すときがきていると思いますので、きっちりとした検討委員会のようなものが必要ではないかと思います。協働だけを市民が考えるのではなく、生涯学習も市民が考えることができればいいと思います。

【旭委員】

- ・ 教育委員会ラインの生涯学習課と市民部市民協働課というラインの線引きがはっきりしていると、どうしても縦割りになってしまいます。今回は関係ないですが、男女共同参画で、県の主催事業に対する募集が、意外と教育委員会ラインでいってしまうことが多くあります。そうすると文化センターで募集がかかるため、協働の方へ情報が来るのが遅くなり、参加できないことがあります。全庁的に、これは協働で行うものであるということを双方で理解していないと、この問題は解決しないと思います。どんな集まりをつくればよいのかは分かりませんが、連絡会議なり、担当者同士の意思の疎通が進めばと思います。

【昇委員】

- ・ 生涯学習というのは、小学校・中学校・高校・大学・社会人になっていく中で、自立した市民になることを学ぶ、つまりは個人が成長していくための施策で、市民協働は、成長した個人が、個人同士や行政、近所と連携することなので、お互いが否定するものではないと思います。生涯学習は自立した市民を育て、その結果として、自立した市民と一緒に、福祉やまちづくりを行っていくのが市民協働ということなので、その辺りの考えを書けるのであれば総論で入っているとよいと思います。

【古濱委員】

- ・ 私は行政との関わりが薄いので分からない部分がありますが、行政が市民と協働を推進しようとしている部分だけでも、物凄く進歩したのではないかと思います。市民からみると市民協働課と生涯学習課の話にそんなに拘らなくてよいと思います。この計画ができて、これまでボランティアをやっていた人に窓口ができたり、これまで協働をやっていなかった団体が協働できたりすれば、それが進歩だと思います。みなさんはよく理解してらっしゃるので細かい部分が気になると思いますが、何も知らない市民は気になりませんので、頑張って協働を進められればと思います。

【神谷委員】

- ・ 市民協働補助事業のコースがどんな人たちが応募できるのか分かるようになると思います。また、P 6 の事業者の定義は気になるので、検討いただければと思います。

【小森委員】

- ・ P 3 2 の主要事業の「きっかけマッチングコーディネート」と「協働事業お見合いコーディネート事業」は個人を対象にするか、団体を対象にするかの違いということでしょうか。
- ・「協働コーディネーター」という言葉を使用していますが、商標権等は大丈夫でしょうか。

【事務局】

- ・ いろいろなところで協働コーディネーターが使われていますが、一度確認させていただきます。
- ・ 各課との連携については、協働推進員を各課に配置し、今後いろいろなところで協働を推進していきたいと思います。
- ・「きっかけマッチングコーディネート」と「協働事業お見合いコーディネート事業」の違いは、大きくは個人を対象にするか団体を対象にするかです。

【大野委員】

- ・ P 5 0 の市民活動補助事業で J V 方式の補助申請を促進とありますが、 J V とすると法的な縛りがきつくなってしまいますので、コンソーシアム方式もいれていただければと思います。

【池端委員】

- ・ 指針を作成した時に、委員の名簿がはいりましたが、今回の計画でもはいるのでしょうか。また、計画書が厚いので、全てを読むのは大変です。協働を行うとお得なところを太字にするなど、ポイントが分かりやすくするとよいと思います。

【事務局】

- ・ 委員の名簿については、計画の最後に資料として付けさせていただきます。
- ・ 市民へ分かりやすいものとして、リーフレットを作成して普及を図っていききたいと思います。

【昇委員】

- ・ 全てを反映する必要はないのですが、3点あります。1点目は、計画の1章から2章は社会計画になっていて、3章は微妙ですが、4章から6章は安城市が行うことが書いてある行政計画になっています。そのため総論のところで、1章から3章までは、社会計画として市民と町内会と行政などが進めていくまちづくりについて書いており、4章から6章はそれを具体化するために安城市役所が何をするかを書いた行政計画となっていることを、前段で注記しておく読みやすくなってよいのではないのでしょうか。
- ・ 2点目は、P 3 の市民の役割はポジティブリストになっていますが、その反対のネガティブリストを計画には書けないですが、行政として持っているというのではないのでしょうか。あくまで私の仮説で、第2次ベビーブーマー仮説とっていますが、第2次ベビーブーマーの成長とともに「学級崩壊」、「校内暴力」、「成人式の崩壊」、「保育園料、給食費の未払い」、「モンスターペアレント」など社会問題が起こっています。今後「第2次ベビーブーマー」が40代、50代になると介護放棄などが起こるのではないかと考えています。そういったことを予防するための施策を考えておく、減らすためのこと事前に考えておくことが必要ではないかと思っています。

- ・3点目は、自公政権時代も「新しい公」というのがあり、民主党政権になって「新しい公共」といいましたが、「新しい公共」になって何が変わったかという、行政、NPO、自治会に企業・金融機関が公共の担い手に加わりました。それを念頭に置いて、先ほどの事業者の定義をみると、企業・金融機関も「新しい公共」の担い手であるため、条例の改正は別ですが、計画では個人、法人に団体や組合なども加えておく必要があるのではないかと思います。

【加藤会長】

- ・今日の町内会の会合で、町内会に加入していない人でゴミステーションを使っているのに、掃除を拒否した方がいました。それならばゴミステーションを使わせないと言ったら、訴えますとのことで、まさに昇先生のお話だなと思いました。

【本田委員】

- ・P54の進行管理で、第三者的な視点からのチェックとありますが、今年度から行うのでしょうか。第三者の評価として、安城市の行政評価委員会がありますが、そことの違いや事業仕分けを行っていくのでしょうか。また、評価をするために、年次報告、評価シートのようなものがでてくるのでしょうか。

【事務局】

- ・開始する年度については、25年度の結果をみて、26年度に報告を行うことになると思います。
- ・評価については、実施している事業については、この会議でご報告させていただきますので、それについて評価していただければと思います。

【事務局】

- ・事業仕分けとの関係は、事業仕分け自体はあと1年実施すると聞いていますが、この事業仕分けも市民の意見を聞きながら選択して実施していますので、それとこの計画の事業が必ずしも一致する訳ではありません。

(2) パブリックコメントについて

《説明》事務局：パブリックコメントについて

《協議》

【加藤会長】

- ・ご質問がありましたらお願いいたします。

【池端委員】

- ・パブリックコメントで、分厚い計画書を図書館などに置いても意味がないとおもいますので、3分程度のビデオを作成して周知を図ってみてはいかがでしょうか。

【事務局】

- ・手法についてはいろいろあると思いますが、ビデオ撮影は難しいところがありますので、簡単な概要版を作成して説明していきたいと思います。

2. その他

第3回安城市市民協働推進会議は、平成25年2月15日（金）午後10時～開催予定となります。